

イデックスでんきビジネスプラン B（選択約款）

2025年10月1日

1. 適用

このイデックスでんきビジネスプラン B 選択約款（以下「この約款」といいます。）は、イデックスでんきビジネスプラン B の電気料金その他の供給条件を定めたものです。

この約款にもとづく契約は、当社のイデックスでんき約款にもとづく需給契約に付帯するものとしたします。

2. 対象となるお客様

この約款は、イデックスでんき約款の適用内容を満たし、イデックスでんきビジネスプラン B にご契約いただいたお客さまを対象としたします。

3. この定義書の変更

イデックスでんき約款 I-2（約款の変更）に準じます。

4. 電気料金

イデックスでんきビジネスプラン B

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとしたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技

術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i. の係数を乗じて得た値の合計に ii. の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はイデックスでんき約款別表 6（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、ii. の係数を乗じないものといたします。

i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから

最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
次の 2 台の入力につき	95 パーセント
上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ii. i. によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、イデックスでんき約款別表 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(6) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイデックスでんき約款別表 5 (容量拠出金相当額) によって算定された容量拠出金相当額の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしていたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次の料金に 95%を乗じた金額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次の料金の半額といたします。

契約容量 1 kW につき	992 円 53 銭
---------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1kWh につき	16 円 70 銭
その他季 1kWh につき	15 円 07 銭

5. その他

- (1) この約款に定めのないその他の事項については、イデックスでんき約款に定めるところによります。
- (2) この約款およびイデックスでんき約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。